

【法人】職業紹介事業 許可有効期間更新申請 書類一覧

★印については、職業紹介事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要があります。

申請様式は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **2部**（労働局提出用、事業主控）の **計3部**

添付書類は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **1部**（労働局提出用）の **計2部** をご提出ください。

＊前回の許可申請時又は許可有効期間更新申請時以降に記載内容について変更がある場合は、別途、変更届（様式第6号）の提出も必要となります。

提出書類	注意事項
☐ 許可有効期間更新申請書 （様式第1号）	
☐ ★事業計画書 （様式第2号）	○3の①③について、取扱職種・地域を定めた場合のみ記入 ○3の②⑤については、直近年度の職業紹介事業報告書に記載した有効求職者数（合計）を記入
☐ ★職業紹介責任者講習受講証明書 （写）	○職業紹介責任者講習会を有効期間が満了する日の前5年以内に受講していること
☐ 貸借対照表及び損益計算書 並びに株主資本等変動計算書	○最近の事業年度における税務署に提出したもの
☐ 法人税の確定申告書 （写）	○法人税法施行規則の「 別表1 」及び「 別表4 」 ○修正申告がある場合は、修正前、修正後の両方が必要
☐ 法人税の納税証明書	○税務署が発行した、国税通則法施行規則別紙第9号様式 「 納税証明書（その2 所得金額用） 」

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

（資産要件）

・資産（繰延資産及び営業権を除く）－負債 $\geq$ 350万円 $\times$ 事業所数

＊ ＊ ＊ 有料職業紹介事業を行う場合 ＊ ＊ ＊

許可更新手数料として、18,000円 $\times$ 許可有効期間の更新を行う事業所数の収入印紙が必要です。

【個人】職業紹介事業 許可有効期間更新申請 書類一覧

★印については、職業紹介事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要があります。

申請様式は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **2部**（労働局提出用、事業主控）の **計3部**

添付書類は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **1部**（労働局提出用）の **計2部** をご提出ください。

＊前回の許可申請時又は許可有効期間更新申請時以降に記載内容について変更がある場合は、別途、変更届（様式第6号）の提出も必要となります。

※不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができるようになりました。

ただし不動産の登記事項証明書を省略する際には、【不動産番号】もしくは【所在・家屋番号】をお知らせ下さい。

提出書類	注意事項
☐ 許可有効期間更新申請書 (様式第1号)	
☐ ★事業計画書 (様式第2号)	○3の①③については、取扱職種・地域を定めた場合のみ記入。 ○3の②⑤については、直近年度の職業紹介事業報告書に記載した有効求職者数（合計）を記入。
☐ ★職業紹介責任者講習受講証明書 (写)	○職業紹介責任者講習会を有効期間が満了する日の前5年以内に受講していること。
☐ 資産及び資金に関する書類	☐ 最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書(所得税青色申告決算書（一般用）の写し) ☐ (預貯金を資産とする場合) 預貯金の残高証明書 ☐ (不動産を資産とする場合) 不動産の登記事項証明書【省略可 上記※】 ☐ (不動産を資産とする場合) 公的機関による不動産の評価額証明書等 ※例えば、固定資産税の評価額証明書 ☐ (様式第2号「資産等の状況」「負債」の場合) 貸付金残高証明書
☐ 所得税の確定申告書 (写)	○所得税の確定申告書第一表（写） ○修正申告がある場合は、修正前、修正後の両方が必要。
☐ 所得税の納税証明書	・税務署が発行した、国税通則法施行規則別紙第9号様式 「 納税証明書（その2 所得金額用） 」

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

(資産要件)

・資産（繰延資産及び営業権を除く）－負債 $\geq$ 350万円 $\times$ 事業所数

＊ ＊ ＊ 有料職業紹介事業を行う場合 ＊ ＊ ＊

許可更新手数料として、**18,000円** $\times$ 許可有効期間の更新を行う事業所数の収入印紙が必要です。